

国立歴史民俗博物館警備規程

〔平成17年4月26日〕
〔歴博規第52号〕

(趣旨)

第1条 国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）の警備については、博物館建物等管理規程及び博物館建物等監守規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、博物館における火災、盗難、侵入者による不法行為その他の事故を未然に防止し、もって博物館の安全の確保、秩序の維持及び円滑な管理運営を行うことを目的とする。

(総括管理者)

第3条 博物館の警備に関する事務を総括する者を置き、管理部長をもってこれに充てる。
2 前項の職務を補佐し、管理部長が出張又は疾病等不在のときの職務を代理する者として財務課長をこれに充てる。

(警備員)

第4条 警備には、警備員が当たるほか、緊急の事態等に応じて、管理部長が指名する職員をもって充てることができる。
2 前項の要員は、必要に応じて外部に委託することができる。

(警備員の服務)

第5条 警備員は、管理部長の指揮監督に従い、この規程の定めるところにより、勤務に服さなければならない。

(警備員の義務)

第6条 警備員は、服務中は制服を着用し、対応者には礼儀正しく明せきな言辞をもって応接し、博物館の品位の保持に努めるとともに、規律を守り細心の注意をもって事故等を予防し、緊急の事態が発生した場合には適切な方法をもって対処しなければならない。

(警備責任者)

第7条 警備員の中に警備責任者を置くものとし、警備員を総括するとともに、警備に関する業務を掌握する。

(警備員の業務)

第8条 警備員は、常時、次の業務を行う。
一 開閉館業務
ア 開閉館時の門扉等の開閉（施・解錠を含む。）
イ 国旗の掲揚及び降納
二 受付業務

- ア 博物館各室の鍵の受渡しと保管
- イ 来館者の受付案内
- ウ 郵便物等の受領
- エ その他佐倉城址公園の管理者との連絡等

三 巡視業務

- ア 入館者の動向監視及び展示場破損防止等入館者の安全確保並びに秩序の維持
- イ 閉館時における不審者及び不審物の有無の確認
- ウ 館内各室の火気の点検
- エ 各階の水道、電気、ガスの点検
- オ 館周囲の異常の有無の確認

四 テレビカメラ及び諸設備監視盤の操作及び監視業務

ア 監視用のテレビカメラの操作及び異常の有無の監視(必要に応じて行う録画操作を含む。)

- イ 火災報知盤その他の安全装置盤の操作及び異常の有無の監視

五 電話交換業務(平日 17時30分～翌日9時00分 土曜・日曜・祝日 9時00分～翌日9時00分)

- ア 着信通話の応答、内線への接続及び案内
- イ 内線呼返しの応答及び接続替え

六 その他管理部長が指示する業務

2 前項に定める業務の他、火災、盗難等緊急事態が発生した場合、又は発生が予知される場合は、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに管理部長及び資産管理責任者に急報し、その指示に従うものとする。

3 前2項の業務の実施状況については、警備日誌に記録し翌日(翌日が土曜・日曜・祝日及び休日のときはその翌日)管理部長に報告するものとする。

(日誌の様式)

第9条 第8条第3項の警備日誌の様式は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。